

広島県告示第二百三十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和八年三月十二日

広島県知事 横 田 美 香

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
上安三丁目三地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区				地番	標柱番号
広島市安佐南区				〇 一二六二番二	標柱一号
上安六丁目				一二四九番一 地先里道敷	標柱二号及び三号
				一二六四番五	標柱四号
				一二六四番四	標柱五号
大字					
字					